

令和7年度高知県職員（県立病院）職務経験者採用選考試験案内

〔8月期試験〕

＜薬剤師＞

（令和8年度採用予定者選考試験）

令和7年7月4日
高知県公営企業局

○試験区分「薬剤師」について

1 初任給調整手当

- ・ 採用日から最長15年間、1か月あたり最大5万円の手当が支給されます。

※ 新卒採用者の場合で15年、既卒者は大学卒業後の年数に応じて支給期間を決定します。

※ 手当の額は、順次、逡減します。

2 勤務地限定職員制度

- ・ 採用予定人員の枠内で、希望する勤務地を選べます。
- ・ 勤務地限定職員として採用された方は、採用後は試験申込時に希望した勤務地で勤務していただけます。
- ・ 勤務地について第二希望まで選べます。なお、第二希望がない方は、第一希望を選択するだけでかまいません。

《こんな希望の方におすすめ》

例：①地元で働きたい

出身地である安芸（又は幡多）地区で、生活環境を変えずに働きたい

⇒ 第一希望に希望する地区を選択して申込み

例：②生活環境を安定させたい

安芸地区、幡多地区いずれでもかまわないが、採用後の生活環境の変化を望まない

⇒ 第一希望に幡多（又は安芸）地区を、第二希望に安芸（又は幡多）地区を選択して申込み

例：③できれば地元で働きたい

出身地である安芸（又は幡多）地区での勤務を希望するが、勤務地限定での合格がかなわなかった場合に、もう一方の地区での採用となってもかまわない

⇒ 第一希望に希望する地区を、第二希望に「勤務地限定希望なし」を選択して申込み

※ なお、第二希望の「勤務地限定希望なし」での採用となった場合でも希望する地区に配属されることもあります

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
薬剤師	4名	あき総合病院、幡多けんみん病院等	試験区分に応じた業務に関する専門的業務
	うち勤務地限定 安芸地区 2名まで 幡多地区 2名まで		

注1：採用予定人員は今後変更になることがあります。

注2：高知県公営企業局がこの試験と同日に実施する採用選考試験との併願はできません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までのいずれにも該当する人

（１）次の年齢・資格免許等の要件に該当する人

- ア 昭和41年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人
- イ 病院又は薬局等での薬剤師としての職務経験が9年以上ある人

なお、職務経験にかかる留意事項は以下のとおりです。

- ① 「薬剤師としての職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者、アルバイト、パートタイム等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ② 行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に参加した場合に限り、職務経験に含めることができます。
- ③ 人事上の都合により関連会社等に出向していた期間は、出向元の企業等の在職期間として取り扱います。
- ④ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- ⑤ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ⑥ 職務経験は月単位で算定します。月の途中で就職、離職など従事期間が1月に満たない月も1月として計算します。
- ⑦ 休暇・休業・休職等のため、連続して1月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- ⑧ 職務経験年数は申込書に記載された内容等により確認しますが、上記の基準を満たさないことが判明した場合は、その時点で受験資格を失うことになります。
- ⑨ 合格発表後、職歴証明書等を提出していただきます。職務経験等が証明できない場合、採用されないことがあります。

（２）国籍要件等が次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人

- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定められている特別永住者

（3）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条等に定められている次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

3 申込方法及び受験手続

（1）申込方法

受 付 期 間	令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 8 時 30 分から 8 月 8 日（金）午後 5 時 15 分まで
申 込 方 法	申込みは原則として、インターネットで受け付けます。 受験申込みは、高知県公営企業局県立病院課のホームページ「採用選考試験案内」のページから「高知県公営企業局職員採用試験等申込システム」にアクセスして行います。申込みの流れをご確認の上、受付期間中に申込みを完了させてください。 《インターネット申込みの流れ》 1 事前準備 → 2 申込システムにアクセス → 3 会員登録 → 4 会員登録（会員情報を編集） → 5 エントリー → 6 申込完了 ※ 申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。 ※ 受付期間内に「エントリー」まで完了しなかった場合は、受験できません。 1 事前準備 申込みには、次のものがが必要です。申込手続を行う前に、ご準備ください。 ①パソコン又はスマートフォン 【推奨環境について】 Google Chrome、Microsoft Edge、Apple Safari 最新版 ②本人のメールアドレス 受信設定をされている場合は、事前に「public-connect.jp」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。

③PDF ファイルを読むためのソフト (Adobe Acrobat Reader 等)

④証明写真データ

証明写真データは、受験票に印刷し、本人確認のために使用する重要なものです。

・最近6か月以内に撮影した背景無地、脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの。

・ファイル形式は、画像 (.jpg、.jpeg、.png、.webp) のみとなります。

※ 一般的な証明写真データであればアップロード可能ですが、ファイルサイズが大きい場合は、通信環境の影響でアップロードに時間がかかる場合があります。

※ 印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用できません。

2 申込システムにアクセス

高知県公営企業局県立病院課のホームページの採用選考試験案内から「高知県公営企業局職員採用試験等申込システム」にアクセスしてください。

(試験案内ページのバナーからアクセスできます。)

試験案内 URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/saiyousenkousikenannai/>

※ 高知県人事委員会の「高知県職員採用試験等申込システム」とは異なりますので、ご注意ください。

①会員登録をしていない方は **3 会員登録** に進んでください。

②会員登録をしている方は **5 エントリー** に進んでください。

3 会員登録

利用規約を確認し同意の上、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から、入力画面に従い、メールアドレス、生年月日、性別、パスワード等、必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」が送信され、本文中に記載されている URL をクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※ パスワードは、英小文字、数字を含む8字以上の半角英数字で設定してください。

※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は、最初から入力をし直す必要があります。

※ 登録時に設定したパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておき、大切に保管してください。

4 会員登録 (会員情報を編集)

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。

入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真 (証明写真)、住所及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※ 「基本情報」の自己PR、資格・語学力欄は入力不要です。

	※「職歴・学歴」の学歴欄は、最終学歴まで入力してください。 ※「希望条件」「スカウト設定」は任意で入力してください。 5 エントリー エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」のメールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。 ※ 受付期間中は 24 時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 申込方法等に関するお問い合わせは、受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。必ず電話で高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。 なお、エントリー完了後、登録内容の削除（退会手続）を行った場合は受験ができません。 《面接カード》 エントリー完了後、高知県公営企業局県立病院課ホームページ「採用選考試験案内」のページから「面接カード」を出力し、必要事項を直筆で記入の上、持参または郵送により、高知県公営企業局県立病院課へ提出してください。
受験票 の交付	受験票は、8 月 22 日（金）頃に交付を予定しています。交付の際は、登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして、<u>A4 サイズのコピー用紙</u>に印刷してください。 ※ 8 月 25 日（月）までに電子メールが届かない場合は、高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、<u>受験者本人が署名</u>して試験会場に必ず持参してください。

(2) 受付

提出書類等	受付期間
エントリー	令和7年7月4日（金）午前8時30分から令和7年8月8日（金）午後5時15分までの間
面接カード	令和7年7月4日（金）午前8時30分から令和7年8月15日（金）午後5時15分までの間 ※ 郵送による場合は、令和7年8月15日（金）必着

※ 持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

4 試験実施内容等

(1) 試験の内容

種 目	内 容	配 点
記述試験	職務遂行に必要な知識を見る筆記試験	40 点
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験	80 点
口述試験	人物、人柄等についての個別面接による試験 ※ <u>個別面接の中で、県立病院の薬剤師として業務に従事するにあたっての意欲等についてプレゼンテーション（3分程度）をしていただき、その内容も踏まえて個別面接を行います。</u>	180 点
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査	—

※ 試験はすべて日本語で実施します。

※ 試験については、次のいずれかに該当する場合、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

- ① 口述試験の成績が合格基準に達しない場合。
- ② 総合点（300点満点）が150点に満たない場合。

(2) 試験の日時及び会場

ア 試験日時

試験種目	試験日時
記述、論文、適性	令和7年8月30日（土）午前9時から
口述	①令和7年8月30日（土）午後 ②令和7年8月31日（日） 上記①又は②のいずれか

※ 口述試験の実施予定は、令和7年8月22日（金）頃に、登録されたメールアドレス宛に「口述試験日程のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、日程を確認してください。

※ 受験者が多数となり、口述試験が上記日程で終了しない場合、口述試験の日以降、

順次引き続いて実施する場合があります。

イ 試験会場 高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

ウ 試験当日に必要な物

(ア) 受験票

(イ) HB鉛筆数本、消しゴム

5 合格発表の時期

時 期	場 所
令和7年 9月19日(金)	合格者の受験番号を高知県公営企業局県立病院課のホームページに掲示します。また、合格者には「高知県公営企業局職員採用試験等申込システム」及び文書で通知します。

県立病院課ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610000/610101/>

※ 合格発表後、合格者に対して文書で就職の意思確認を行います。この意思確認において、「辞退」の回答があった場合は、追加の合格発表を行う場合があります。

6 採用等

(1) 採用の時期等

採用は、原則として令和8年4月1日以降の予定ですが、欠員の状況により、採用可能な人については、それ以前に採用されることもあります。

勤務地限定職員として採用された方は、採用後、本人が希望する場合を除いて勤務地は変わりません。

(2) 任命にあたっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

(3) 採用にあたっての職位

主幹での採用を基本とします。

(参考) 高知県公営企業局の職位(薬剤師の場合)

技師 → 主査 → 主幹 → 副薬剤長 → 薬剤長

(4) 初任給等

初任給は、採用者の職歴等を勘案の上、決定されます。

例えば、大学(6年制)卒業後、薬剤師として9年間の職務経験を有する人が主幹で採用された場合、初任給は35万円程度(初任給調整手当含む)となります。

※1 給料とは別に、期末手当及び勤勉手当が年2回支給されるほか、支給要件に該当する人には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

また、勤務の実績に応じて、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当等が支給されます。

※2 薬剤師は、採用の日から15年までの間、初任給調整手当が支給されます（ただし、大学卒業の日から採用までに15年が経過している場合は、支給されません）。

※3 県立病院の職員の給与については、地方公営企業法の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなります。

7 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

対象者	受験者全員
請求期間	追加合格発表予定日の翌日から3か月以内
請求方法	試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入のうえ、返信用封筒（定型、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県公営企業局県立病院課へ請求してください。 なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手460円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

8 試験の申込み及び問い合わせ先

高知県公営企業局県立病院課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県庁西庁舎7階

電話（088）821-4634（直通）

9 注意事項

（1）試験会場敷地内、受験者は全面禁煙です。

（2）試験会場へ来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

また、近隣の方の迷惑になりますので、周辺への無断駐車や送迎のための試験会場近隣での一時的な駐車もご遠慮ください。

（3）試験会場のゴミ箱は利用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。

（4）試験中は、計算機能等が付いた時計、携帯電話等の外部との通信機器の使用はできません。試験中は必ず携帯電話等の電源を切ってください。試験中に携帯電話等を身につけている場合または触れた場合は、失格になることがあります。

10 試験会場案内図

試験会場は、「職員能力開発センター」です。

